

(別紙7-1) 《会派用》

平成29年 8月10日

代 表 者 猪股 嘉直 様

研修者(代表)氏名 猪股 嘉直 ㊟

研 修 会 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 期 間 平成29年 7月22日 ～ 7月24日 (2泊 3日)
 - 2 研修会名
..... 第59回 自治体学校 in 千葉
 - 3 研修会主催者
..... 主催/第59回 自治体学校実行委員会
 - 4 開催場所
..... 青葉の森公園芸術文化ホール / 植草学園大学
 - 5 研修会参加人数 3 人
参加者は次のとおり
..... 猪股 嘉直 大沢 えみ子 望月 高志
 - 6 研修会スケジュール
1日目 全体会 記念シンポジウム「住民参加で輝く自治体を」
..... 特別報告 千葉県いすみ市のめざす地域づくり
 - 2日目 分科会5 地域内循環型経済と地域づくり
..... 分科会4 上下水道のコンセッション・広域化は住民から命の水
を奪う
 - 分科会12 どうなる国保～地域で作る医療保障の視点～
 - 3日目 全体会 社会教育・公民館の役割と地方自治
- 研修会概要
..... 別紙の通り

.....
.....
.....
(別 添)

研究会概要

1日目

記念シンポジウム 「住民参加で輝く自治体を」

コーディネーター 岡田 知弘 (京都大学／自治体問題研究所理事)
.....

パネリスト 渡辺 治 (一橋大学名誉教授)

中山 徹 (奈良女子大学)

.....
東京都が直面しているオリンピック開催に向けての大型開発と豊洲移転問題、大阪での都構想、カジノ万博誘致問題、一方で人口減少が進む地方での地域再生への奮闘など、地方自治のあり方について語るシンポジウム。

特別報告 「千葉県いすみ市のめざす地域づくり」

報告者 石川 伸一郎 (いすみ市企画政策課)

.....
いすみ市は、生物多様性を活かした豊かな地域づくり、学校給食米の全てを有機米に、食文化を育成し、「美食の街」に、地域経済の担い手は中小企業・農業と位置付ける、などの取り組みを通じ、自治の力で地域を元気にすることを目指しています。

2日目

分科会5 地域内循環型経済と地域づくり

講師 岡田 知弘 (京都大学)

.....
テーマ 大型公共事情や IR (カジノ) 誘致に頼らず、中小企業振興基本条例、公契約条例等を活用して、地域社会を活性化する方策を考える。

分科会4 上下水道のコンセッション・広域化は住民から命の水を奪

う

.....
助言者 各地域の水道・下水道担当者

.....
テーマ 国は上下水道の民営化 (コンセッション方式) を推進し、

同時に広域化をすすめようとしている。「水道法改正」のねらい、反対運動を行う方々との交流を通じた議論を行う。

分会12 どうなる国保～地域でつくる医療保障の視点～

講師 長友 薫輝 (津市立三重短期大学)

テーマ 2018年度からスタートする国民健康保険の都道府県単位化の仕組みを把握し、地域の医療保障をどう作っていくのかを共に考える。

3日目

特別講演 社会教育・公民館の役割と地方自治

講師 長澤 成次 (千葉大学名誉教授)

テーマ 戦後の社会教育法制定における社会教育の自由と自治の理念を確認し、さいたま9条俳句不掲載事件、指定管理者制度、地方教育行政法「改正」問題など、地域住民の学習権保障に果たす社会教育と公民館の役割を考える。

2017自治体学校 In 千葉 所感

【1日目 全体会】

記念シンポジウム「住民参加で輝く自治体を」

コーディネーター：岡田 知弘（京都大学大学院教授）

シンポジスト：渡辺 治（一橋学園名誉教授）

シンポジスト：中山 徹（奈良女子大学院 人間文化研究科 教授）



シンポジウムの狙い

大都市部・地方における多様な地方自治と住民参加について、また東京都議選後の安倍改憲の動向と地域での対抗軸形成の展望について語る。

東京都議選分析

（1）都議選前の政治状況

・5月3日に安倍首相が明文改憲の目標を表明した。国会での説明に「読売新聞を熟読」と説明し、姿勢が問題化した。安保法制・共謀罪（テロ等準備罪）の強行採決や、森友学園・加計学園問題より安倍首相の行政の私物化の疑惑が生まれた為、多くの国民が安倍内閣不信を持った。

（2）都議選結果

・都民の安倍政治不信が爆発した為、安倍政治に代わる選択肢の必要性が出た。結果として都民ファーストの会が受け皿となり、自民党は、歴史的な大敗となってしまった。
・共産党や民進党などの他の野党勢力は、対抗軸として共闘できず伸びない結果となった。そうした中、共産党だけが議席を伸ばせたのは、市民と野党の共闘として中心を担ってきた為、現状維持票として投票された。

東京都議選後の政治状況と今後の課題

・国民の多くは自民党政治に対抗する政治を必要としている（朝日新聞調査82%）
・今後、都民ファーストが年度末に国政に進出する可能性が増えた。都民ファーストが国政に出た場合は、市民と野党の共闘が多く後退することもありえる。また、都民ファーストが国政に進出した場合は、保守連合政治となり、大きな変革に繋がらない。

安倍首相の改憲への考え

・5月3日の改憲発言の4つの特徴 ①2020年という改憲目標を設定、②改憲の本命が9条にあることを明言、③9条の改憲手法を加憲方式に設定、④9条と教育の無償化のセット論。衆参で3分の2の勢力がある現状で、改憲を発議してくる可能性がある。これまでは、「9条2項削除」など、自民党改憲草案を土台にしてきた。しかし、草案を土台に

すると皆が反対する為、公明党案の「加憲」や維新の「教育無償化」を盛り込んできた。

・9条の加憲の危険性は、3項に自衛隊を明文化することで、2項（戦力不保持）を空文化してしまう。

・自衛隊を認めている人がいるのと、自衛隊を明文化するのは180度違う。これまで自衛隊が認められてきたのは、災害派遣や海外で武力を使わない事で、多くの国民が認める自衛隊となった。

大阪維新政治の特徴

① 地域の諸問題を大規模開発で乗り越える

発足当初は、従来の政党のように新たな事業や支援を行って経済を再建するのではなく、政令市と府の二重行政の無駄を省くことを主体として、実効的な経済政策がなかった。そうした中、出してきた経済政策がカジノ万博誘致と都構想。

② 市民向け予算の削減

カジノは、民間資本だが、何もない臨海部に誘致することでインフラ整備を行い、経済効果を出そうとしている。財源は、市民向けの予算削減。具体的には、市立病院や地下鉄、バスが民営化してしまった。その結果、病院には、産科、小児科がなくなってしまった。地下鉄は、黒字なのにもかかわらず民営化を推し進め、今後、水道の民営化を狙っている。

③ 民主主義、民主的教育の軽視

東京都が活性化しているのは都だからという理由で「都構想」を持ち出して、住民投票が行われた。結果は、反対派の勝利。しかし前回、大阪府を5つの区に分ける都構想から、4つ又は7つに分ける案で再び住民投票をやろうとしている。

都構想の当初は民主的に議論をしていたが、その後、法定協議会から反対派を排除した。従来の保守的政治すらやらなかった事を推し進める危険な状況。

地方自治体の特徴

大阪の特徴は、国の政策誘導などで進められている。大阪以外の自治体でも、ローカルアベノミクスの様に大型開発によって人口減少を克服しようとしている自治体が増えていく。1990年代にも過大な人口予測によって、起債を起こして大型開発が増えていた。しかし今回の大型開発は、過大な人口減少予測によって、コンパクトシティ化とインバウンドを中心に行われている。また財源は、大阪同様、市民向け予算の削減が補われている。

安倍政治による「地方創生」「国家戦略特区」の矛盾が一気に顕在化

・地方創生・国家戦略特区の特徴

2014年から始まった地方創生は、大都市圏以外（地方）の政策の様に感じるが、実態は、都市部などで新たな資本が自由に横行できるよう規制緩和を大幅に行う政策。国家

戦略特区は、東京圏、関西圏、愛知県と言った三大都市圏を含む10区が指定され、人口の約半数を占めている。

・大都市圏での内容

東京では、新宿や虎ノ門の大規模都市再開発や混合介護のための国家戦略特区推進共同事務局の設置、公共施設管理計画による不動産活用方式が目立っている。関西圏では、医療都市再生や都市再生、民泊が中心に行われている。

・問題点

手を挙げた自治体と事業者が密室会議にて進め、それを国が陰で支援する形がとられ、議会の関与もないために住民が何も知らないまま計画が実行されてしまう。また少数の利害関係者のみで密室会議で進むため、今治市での加計学園問題が後に発覚した。

国家がトップダウン型の地方創生戦略による財政誘導やトップランナー方式の導入、KPI（重要業績評価指数）により進行を管理しているのは、地方自治体の団体自治権の危機とも言える。憲法95条では、特定の地域に特定の法を適用する場合は、住民投票で過半数の同意を得なければならず違憲の経済政策。

所感

当初、今回のシンポジウムでは、東京、大阪という大都市圏だけの問題のようにも感じたが、人口が減少している狭山市においても、公共施設のマネジメント計画など国の方針との密接性を感じた。狭山市も今後、公共施設の統廃合によりコンパクト化が進められる時、新たな建物の内容の審査が重要となってくる。また、4000人の隊員がいる基地を抱える市としても、安倍首相の憲法改正に注視する必要がある、現在進められている入間基地の拡張計画と人的災害の研究の必要性を改めて確認できた。様々な問題点があるなか、3人の講演者とも住民との共同を訴えており、住民福祉の増進という地方自治法の1丁目1番地をなによりも最優先に感じるシンポジウムだった。（望月）

【2日目 分科会】

■分科会4

上下水道のコンセッション・広域化は住民から「いのちの水」を奪う！

近藤 夏樹：自治労連公営企業評議会・事務局長、名古屋水道労働組合・中央執行委員長

2001年水道法「改正」からの反省がない

水道法の改正は、基盤強化が目的で行われ、具体的に第三者委託や包括委託などが推進されたが、基盤が揺らいだ原因を掘り下げることなく、国・厚労省の反省がなかった。今回の閣議決定の唯一の反省点は、「今後、水需要は減少する」と下方修正したが遅すぎる。

コンセッション化・広域化の背景

国も今後、水需要が減少する事を認めた。今後、「水あまり」の状況に拍車をかけてしまう恐れがあるため、現在の規模の施設（ダム）を維持・更新していく為に、元々の販路を増やす広域化の方針を進めている。現在でもダム水源は、水道水源の約9割を占めている。小さい自治体にとって広域化を進めると、自己水源を捨てていく事になり、地方自治体が犠牲となってしまう。

コンセッション・広域化の問題点

現在、簡易水道を除くと全国に約1400程度の事業者がある。今後、国は、都道府県に2～3事業者へ広域化する事を言っており、そのため現在1400の事業者は、約140事業者となる。

こうした状況下で市民の安心安全な水が供給できるかが問われる。平成の大合併で多くの事業者が統合された。現在、そこで働いている職員は、24時間365日スマートフォンに警報が鳴り響いて、業務に追われている。名古屋市を例にあげると、名古屋の全域を管理しなければならず、年に数回しか現地にいけず、現地の熟知が出来ない状況が続いている。また、職員を減らして委託を進めてきた為に、委託をしても仕事量は、変わらない現実がある。

広域化した場合は、地方議会の関与がなくなり、一部事務組合化する。その場合地方の声が届かない事や情報が出てこない事が考えられる。また法改正では、国主導で方針を出され、それに従う形がとられ、下水道ではすでに県主導で行えるようになった。

所感

水道法は、憲法25条の具現化された法律と言われており、今回の分科会に参加する事で、蛇口を捻れば、当たり前のように出てくる水道について、一から考える機会を与えてもらった。現在、狭山市でも上下水道経営戦略計画が示されており、今後、水需要が減る中で市民へ安心安全な水を低廉で供給できるかが重要となる。またコンセッション・広域化についても、すでに先進的に始まってしまっている自治体の報告では、情報の少なさや自己水源があるのにもかかわらず、広域化した事で水道単価が倍になってしまった（香川県丸亀市）報告もあった。埼玉県内でもすでに始まっている自治体として小鹿野町水道問題を考える会の会長からも報告があり、広域化後の問題として、一部事務組合に声が届かない事や、4年以内に統一料金制定により大幅な値上げの心配、カビ臭、墨汁臭が発生した為に活性炭を大量購入した事などが報告されていた。狭山市においても、広域化が検討される中、今回の分科会を教訓にしっかりとチェックして、市民に安心安全で低廉な水が供給できるよう努めていきたい。（望月）

■分科会5 地域内循環型経済と地域づくり

・千葉県沿岸小型漁船協同組合の活動 千葉県沿岸小型漁船漁業組合 鈴木さん

全国では国主導で大型化、経済主導で資源管理を考えない漁法が。これに対して、経済だけを追求しない、資源管理を重視する取り組みをはじめ、6次産業化、地元の子どもたちに地元産の魚を食べてもらう食育の取り組みを行なっている。オリンピックでは「MSC認証」（海や資産資源を守る取り組みを行なっている漁業に対して認証資格をつけて出荷する取り組み）の食材を使用することに。自分たちの取り組み（資源管理、確保）は国際的な評価に。

・大阪におけるカジノ・万博誘致の危険性 大阪自治体問題研究所 山口さん

大阪のカジノ構想には様々な問題が。万博はダメではないが、そこにお金をかけるなら中小企業への支援でボトムアップをはかったほうがいい。「地域振興のための事業は、その地域のことを一番知っている地域住民の自主的な創意工夫に基づいたものでなくてはならない」全国の教訓。地元の経済資源に注目する事が地方創生のカギ。

・地域内循環型経済を地域から積み上げる運動で県政転換が実現 にいがた自治研 福島さん

昨年の新潟知事選。自民党・安倍が進める原発再稼働を許さない、傲慢な原発再稼働、県民の声に一切聞く耳を持たない安倍政権に向かって県民が立ち上がったことによるもの。「県民が爆発した」勝利。

なぜ地域づくりが必要になっているか

・大災害の時代に入った日本列島。半世紀続くとも言われているなかで、高齢化、人口減少と人間社会のコミュニティの弱体化。合併周辺自治体では、災害時に地名がわからず緊急物資が輸送できない、復興計画も周辺は曖昧なものしか作成されないという実態が。

・グローバル化、構造改革で大型店も閉店する状況。日本の政策（低賃金、非正規雇用、合併）消費購買力が減少、多国籍企業の儲けだけが増える タックスヘブンを税収は入らない 消費税値上げ、アベノミクスは一部しか儲からない 富はどこへいつているのか？

・都心部でもコミュニティが崩壊している→地域づくりとはコミュニティの再構築が必要だが、がむしゃらにやれば良いというものではない 「地域内再投資力」がカギ。最終的には「一人一人が輝く地域内」「クオリティオブライフ」「住民の福祉の向上」。

地域内経済循環とは

・本源的には「歩いて暮らせる地域」半径500mと言われている 集落、小学校区が基本。地域の産業がどれだけの富を生み、働き、失業しているか 足元がどうなっているかリアルタイムでの調査を行なっていく事が大事。地元の協同組合 地域内でどれだけ再投資できるか？ 地域の中での取引 経済を循環させる 企業の投資、住民の消費、この両方に関わる自治体公財産の重要性。さらにはエネルギーとサービスの循環が必要。



分科会の様子

地域の実例

【湯布院】 地域の宝物探し 記録として残す 泊食分離の実践 大型開発の抑制 湯布院ルール
(地元の食材を地元で加工し、地元で販売 80年代~95年に大きな伸びが。観光波及効果 約2倍(500億) 市街には92億円しか流出していない。

【栄村】 お上の言うことではなく足元を大事にしよう。「猫ちぐら」、野菜と絵手紙の文化の伝承で、組合に若い人も入っている。米屋、酒屋のコミュニティ機能、准公共的役割を担う商店から定価で購入。公民館での勉強、「ゲタばきヘルパー」160人がヘルパー資格を取ってご近所に声かけ保健指導・見守りにより、一人あたり老人医療費 県内平均以下、保険料も最低。

所感

災害や高齢化の中、地域のコミュニティを再構築する流れがますます重要になってきていることを再認識した。それは人と人とのつながりを意識的に作る取り組みと併せ、経済面でも地域の中で循環できる仕組みを作ることであり、大型開発やどこかの都市をまねたものではなく、地元にある資源を改めて掘り起こし、活用するための知恵を住民自身で絞り出していくこと、この取り組みの過程そのものが地域経済の活性化につながるのだと感じた。狭山市でも高齢化が進んでいるが、一方で市民大学や各種ボランティアの参加率など、協働の取り組みが広く進んでいる状況もある。今後、個人の範囲を超えて、経済面からもこうした流れを構築したい。(大沢)

■分科会12 どうなる国保~地域でつくる医療保障の視点~

長友 薫輝氏(三重短期大学教授)『高齢化社会危機論』は本当か？

実は「社会保障」は「無駄ではない!」と題した講演。平成22年度厚生労働省白書では「社会保障分野の『総波及効果』は、公共事業よりも高い」「社会保障分野の『雇用誘発効果』は主要産業よりも高い」と述べられている。実際、同「白書」では、「社会保障分野の『総波及効果』は全産業の「総波及係数」の平均値が4.1495に対して、保健衛生4.3766、社会福祉(国公立)4.4329、介護(居宅)4.4147、社会保険事業(国公立)4.3557、医療(医療法人等)4.3613と全ての産業で平均値を超えている。また、「雇用誘発効果」の順位でも住宅建築19位(0.1043)、運輸24位(0.976)、公共事業25位(0.0972)などに対して、介護(居宅)1位(0.2636)、社会福祉(国公立)3位(0.2008)、保健衛生10位(0.1213)と高位である。

所感

私自身も白書を確認したが、「無駄」どころか、経済に寄与し、雇用の創出にも寄与しているし、地方においては雇用者割合が最も高い。今、地方自治体の多くで、自助、共助などと言って、できる限り福祉の支出を抑える政策が推進されているが、正しくないと思う。

しかし今、国によって進められているのは全く逆の施策。「国保の都道府県単位化」は、新た

な公的医療費抑制策である。国保の運営を都道府県に任せて自助の共同化を図る(都道府県単位の助け合い保険)もので、都道府県は市町村に対して「医療水準」「所得水準」をもとに、「納付金」を設定する。これにより、都道府県に対しては医療費抑制の役割をもたせる。地域医療構想(地域医療ビジョン)も都道府県単位で進めさせ、医療費適正化計画を推進させる。こうした流れは国民がますます医療を受けにくい状態に落とし込むもので、結果として経済効果・雇用効果にも結び付かない施策を邁進していることになると感じた。(猪股)

【3日目 特別講演 社会教育・公民館の役割と地方自治をめぐる課題】

長沢 成次氏(千葉大学名誉教授=社会科学・教育学)が講演。

公民館は、「新憲法を日常生活に具現化するための恒久的施設」と位置付けられ(1947年 社会教育長)、日本の憲法の普及に多大な貢献を果たした。地方教育行政法が2014年に「改正」され、教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」が置かれ、また教育委員会への自治体首長部局の権限拡大が行われてきている。

所感

私は、「教育の自主性が損なわれ」たり、「教育分野に首長の意向が強く反映」してきていると常々考えている。全国的に公民館に代わって「地域交流施設」の建設の動きがあるが、社会教育法に位置付けられた公民館が無くなることに危惧する。狭山市でも入曽公民館の建て替え事業として、公民館ではない交流施設の建設が進められてきている。改めて「憲法」「社会教育法」「公民館とは」を学び、その役割を再確認する必要があると思った。また、さいたま市の公民館では俳句の内容に異議が出て、これまでは無かった市民の文化活動に対する公民館からの妨害が行われ、裁判になっているなど、市民の権利が侵されるようなことまで発生している。

【梅雨空に「九条守れ」の女性デモ】という、「憲法を守ろうとデモする状況」を詠った俳句が、「問題だ」として通常では「公民館報」に掲載されるのに、掲載しないという公民館の対応が裁判になっている。こうした一事、一事を見逃さず、しっかり考えていくことが特に必要だと考える。(いのまた)